

公印省略

3 薬 第 3 0 1 3 号
令和 4 年 2 月 2 日

関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」
に関する周知について

平素より本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別紙のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

本事務連絡改正の概要については、下記のとおりですので御了知いただくとともに、貴会員への周知を図っていただくなどのご対応をお願いいたします。

記

1 改正の概要

(1) 濃厚接触者の待機期間

- ・陽性者との最終曝露日を0日目として、原則、7日間とし、8日目から解除

(2) 社会機能維持者の待機期間

- ・4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認後、5日目から解除

※ なお、上記(1)、(2)いずれの場合であっても、10日間が経過するまでは、自ら健康観察を行うとともに、リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクの着用等の基本的な感染対策を行うこと。

また、社会機能維持者については、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

(3) 無症状病原体保有者の療養解除基準

- ・検体採取日から7日間を経過した場合、8日目に療養解除

※ なお、濃厚接触者と同様、10日間が経過するまでは、自ら健康観察を行うとともに、リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクの着用等の基本的な感染対策を求めること。

<添付資料>

- ・事務連絡 令和4年1月5日（令和4年1月28日一部改正）

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」

令和4年2月1日3福薬業発第351号にて通知済み

福岡県保健医療介護部薬務課薬事係

電話番号 : 092-643-3284

ファックス : 092-643-3305

待機期間**短縮**の概要1/28から短縮^{※3}

濃厚接触者の待機期間

10日間 ⇒ **7**日間^{※1}

社会機能維持者の待機期間

7日間 ⇒ **5**日間^{※2}

上記のいずれの場合であっても、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行っていただくようお願いします。

※1 最終接触日(陽性者と最後に接触した日)を0日として、7日間待機。(8日目に待機解除)

※2 社会機能維持者については、7日を待たずとも、2日にわたる検査(4日目及び5日目に**抗原定性検査キット**を用いた検査)で陰性を確認することにより、**5日間に待機期間を短縮**することが可能(5日目から待機解除)となります。

※3 なお、令和4年1月28日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である方にも適用となります。

濃厚接触者の取扱い

待機期間		7日間 (※これまででは10日)								
		陽性者と最後に接触した日からの日数								
		0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日~10日
1	医療従事者 	・毎日の検査で陰性を確認 待機解除(部分的) ^{※1 ※2}								今回見直し
2	社会機能維持者 						・4日目と5日目の抗原定性検査で陰性を確認 待機解除(部分的) ^{※1※2}			
3	その他 					待機				今回見直し 待機解除 ^{※2}

※1 不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避ける。

※2 10日間が経過するまでは、検温などの自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。